

治山事業（森林整備）設計標準歩掛

平成 11 年（1999 年）11 月 1 日適用
令和 3 年（2021 年）6 月 1 日一部改正
令和 4 年（2022 年）10 月 1 日一部改正
令和 4 年（2022 年）11 月 28 日一部改正
令和 6 年（2024 年）10 月 1 日一部改正
令和 8 年（2026 年）10 月 1 日一部改正

長野県 林務部

(別紙1)

治山事業(森林整備)設計標準歩掛の留意事項

- 1 この歩掛は、標準状態の歩掛を示したものであり、気象その他の現場条件によって、20%の範囲内で増減することができる。
- 2 この歩掛により難しい場合、又はこの歩掛に掲示されていないものについては、他の類似の事業の歩掛等を勘案し、その根拠を明らかにして適正な歩掛を用いることができる。
- 3 地理的条件により、下車地点から現場までの往復に相当の時間を要する場合は、その時間に対応して歩掛を補正することができる。
- 4 この歩掛における職種区分の適用に当たっては、人力施工は普通作業員、機械施工は特殊作業員とする。
- 5 この歩掛で*印は、森林整備保全事業標準歩掛を参考にして作成している。
- 6 この歩掛で#印は、国土交通省土木工事標準積算基準書（令和8年度）を参考にして作成している。

治山事業（森林整備）設計標準歩掛

目 次

	改定日	
第 1 地拵（生活環境保全林整備等を除く）	<u>R08.10.01</u>	1
第 2 植栽（生活環境保全林整備等を除く）	R06.10.01	1
第 3 客 土	R06.10.01	1
第 4 仮 植	R04.11.28	2
第 5 施 肥	R06.10.01	2
第 6 苗木運搬（貨物自動車）	R04.10.01	2
第 7 苗木運搬（人 肩）	<u>R08.10.01</u>	3
第 8 肥料運搬（人 肩）	<u>R08.10.01</u>	3
第 9 下 刈	<u>R08.10.01</u>	3
第 10 追 肥		4
第 11 雪起し		4
第 12 根 踏		5
第 13 除 伐	<u>R08.10.01</u>	5
第 14 本数調整伐	R06.10.01	6
第 15 つる切		7
第 16 枝落し		8
第 17 部分捕植	H28.04.01	8
第 18 獣害防除	R06.10.01	9
第 19 野ソ駆除		9
第 20 くず枯殺		10
第 21 歩道開設	R06.10.01	11
第 22 地拵（生活環境保全林整備等）	R06.10.01	11
第 23 植栽（生活環境保全林整備等）	R06.10.01	11
第 24 支柱工（生活環境保全林整備等）	R06.10.01	12
第 25 集草・積込	H28.10.01	13
第 26 伐木整理	H28.10.01	13
第 27 人力木寄・集積		14
第 28 薬剤処理	<u>R08.08.01</u>	15

治山事業（森林整備）設計標準歩掛

この歩掛で、単位が面積で示されているものは、平面積である。

第1 地拵（生活環境保全林整備等を除く）

1-1 適用範囲及び歩掛

この歩掛は、森林整備保全事業標準歩掛を参考になっている。

第2 植栽（生活環境保全林整備等を除く）

2-1 適用範囲及び歩掛

この歩掛は、森林整備保全事業標準歩掛を参考になっている。

備考 本表は下記表により補正することができる。

区 分 条 件	易 (20%～)	中 (50%～)	難 (80%～)	備 考
傾 斜 度 35° 以 上	1 %	3 %	5 %	基 準 25° ～35° 未満
石 礫	1	3	5	

- (注) 1 平均傾斜度が25°未満は－5%とする。
 2 笹が植生している場合は、10%加算できるものとする。
 3 条件の占めている面積割合によって難、中、易を決める。
 4 条件毎に加算する。

第3 客土

3-1 適用範囲及び歩掛

この歩掛は、森林整備保全事業標準歩掛を参考になっている。

備考1 客土の自動車運搬、人肩運搬は別途計上する。

2 本表は下記表により補正することができる。

区 分 条 件	易 (20%～)	中 (50%～)	難 (80%～)	備 考
傾 斜 度 35° 以 上	1 %	3 %	5 %	基 準 25° ～35° 未満
石 礫	1	3	5	

- (注) 1 平均傾斜度が25°未満は、－5%とする。
 2 笹が植生している場合は、10%加算できるものとする。
 3 条件の占めている面積割合によって難、中、易を決める。
 4 条件毎に加算する。

第4 仮植

4-1 適用範囲及び歩掛

この歩掛は、森林整備保全事業標準歩掛を参考になっている。

第5 施肥

5-1 適用範囲及び歩掛

この歩掛は、森林整備保全事業標準歩掛を参考になっている。

備考1 植穴施肥の場合は、20%加算する。

2 本表は下記表により補正することができる。

区 分 条 件	易 (20%~)	中 (50%~)	難 (80%~)	備 考
傾 斜 度 35° 以 上	1 %	3 %	5 %	基 準 25° ~35° 未満
石 礫	1	3	5	

(注) 1 平均傾斜度が25°未満は、-5%とする。

2 笹が植生している場合は、10%加算できるものとする。

3 条件の占めている面積割合によって難、中、易を決める。

4 条件毎に加算する。

第6 苗木運搬（貨物自動車）

6-1 適用範囲

この歩掛は、苗木生産地所在市町村役場（支所含む）から荷卸場までの貨物自動車での植栽苗木運搬に適用する。

6-2 貨物自動車標準積載量（※）

車種等 樹種	2 t 車	4 t 車	1 梱包本数
スギ 長 35 cm~45 cm	10,400 本	31,200 本	200~250 本
ヒノキ 長 35 cm~45 cm	13,400	40,200	400
アカマツ 長 35 cm~45 cm	18,000	54,000	500
カラマツ及び肥料木	17,300	52,000	500

備考1 苗木生産地所在市町村役場（支所含む）から荷卸場までとする。

2 運搬は1車1回を単位とする。

3 運賃は距離制運賃表を適用する。

- 4 有料道路利用料は実費として別途計上する。
- 5 この歩掛は積卸しを含まない。

第7 苗木運搬（人肩）

7-1 適用範囲及び歩掛

この歩掛は、森林整備保全事業標準歩掛を参考になっている。

第8 肥料運搬（人肩）

8-1 適用範囲

この歩掛は、荷卸場から植栽場所までの人肩での肥料運搬に適用する。

8-2 肥料運搬歩掛（＊）

（人／t）

距離 名称	m 20	m 40	m 60	m 80	m 100	m 120	m 140	m 160	m 180	m 200
普通 作業 員	0.11	0.14	0.17	0.21	0.24	0.27	0.31	0.34	0.37	0.41

- 備考1 本表は人肩運搬である。
- 2 この歩掛には、積卸しを含む。
 - 3 本歩掛は原則として200m以下の運搬に適用する。
 - 4 運搬距離とは、水平直線距離で積込み中心より荷卸し中心間平均片道距離をいう。
 - 5 地形等により高低差がある場合は、下記の式により補正した距離の歩掛を適用する。

$$L（換算距離(m)）= H（水平距離(m)）+ 6 \times h（高低差(m)）$$

第9 下刈

9-1 適用範囲及び歩掛

この歩掛は、森林整備保全事業標準歩掛を参考になっている。

第10 追肥

10-1 適用範囲

この歩掛は、植栽後の土壌条件が劣悪で健全な成長をしていない植栽木について、健全な成長促進のために必要な成分を補う場合に適用する。

10-2 追肥歩掛

第5 施肥 を適用する。

第11 雪起し

11-1 適用範囲

この歩掛は、雪圧等による植栽木の倒伏を健全に成長させるため、縄等で緊張固定する場合に適用する。

11-2 雪起し歩掛

(1 ha 当たり)

区分	易 平均樹高 2.5m未満	中 平均樹高 2.5m～4.5m未満	難 平均樹高 4.5m以上
普通作業員	10.8 人	17.5 人	36.8 人
基準作業量	2,600 本以上 2,800 本未満 (2,700 本)	2,400 本以上 2,600 本未満 (2,500 本)	2,200 本以上 2,400 本未満 (2,300 本)
麻縄使用量	14 巻	71 巻	79 巻

備考1 本表は被害率100%のとき適用する。

なお、雪起し率が100%未満の場合、その率を本表に乗じて適用するものとする。

2 控木(株)がない場合は、木杭打を別途計上する。

3 本表は下記表により補正することができる。

区分 条件	易 (20%～)	中 (50%～)	難 (80%～)	備 考
傾 斜 度 35° 以上	1 %	3 %	5 %	基準 25° ～35° 未満
石 礫	1	3	5	
つ る 類	3	6	10	

(注) 1 平均傾斜度が25° 未満は、－5%とする。

2 笹が植生している場合は、10%加算できるものとする。

3 林分の生立本数により基準作業量と差が生じる場合は20%の範囲で増減ができるものとする。

4 極端に倒伏(地表に近い状態での倒伏)している場合は、10%加算できるものとする。

5 条件の占めている面積割合によって難、中、易を決める。

6 条件毎に加算する。

第12 根踏

12-1 適用範囲

この歩掛は、植栽木が冬期における地表面の凍結及び、雪圧等によって根浮きした根系を土になじませて安定させる場合で、前年度植栽に関わるものについて適用する。

12-2 根踏歩掛

(100 本当たり)

普通作業員	0.2 人
基準作業量	500 本/人

備考1 事前に本数を調査する。

2 本表は下記表により補正することができる。

区 分 条 件	易 (20%~)	中 (50%~)	難 (80%~)	備 考
傾 斜 度 35° 以 上	1 %	3 %	5 %	基 準 25° ~35° 未満
石 礫	1	3	5	

(注) 1 平均傾斜度が25°未満は、-5%とする。

2 笹が植生している場合は、10%加算できるものとする。

3 条件の占めている面積割合によって難、中、易を決める。

4 条件毎に加算する。

第13 除伐

13-1 適用範囲及び歩掛

この歩掛は、森林整備保全事業標準歩掛を参考にしている。

第14 本数調整伐

14-1 適用範囲及び歩掛

この歩掛は、森林整備保全事業標準歩掛を参考にしている。

なお、選木については、選木作業を別途に行う場合に計上し、伐倒と同時に行う場合は対象外とする。

- (1) 選木 (事前選木・マーキング)
- (2) 伐倒 (同時選木)
- (3) 枝払

- (4) 玉切
- (5) 片付

14-2 施工歩掛の補正

- (1) 本数調整伐歩掛は作業の難易度により、下表により補正することができる。

難易度区分	補正係数
易	-10%
中	± 0%
難	+10%

- (2) 作業の難易度については、下表の判定基準により決定する。

項目	易		中		難	
	条件	点数	条件	点数	条件	点数
平均傾斜	25° 未満	5	25° 以上 35° 未満	10	35° 以上	20
石礫補正	無し	5	有(50%未満)	10	有(50%以上)	20
ツル補正	無し	10	有(50%未満)	20	有(50%以上)	40
ササ補正	無し	5	有(50%未満)	10	有(50%以上)	20
計		25		50		100

備考1 ササの刈り払い(14-4 林床整理伐は除く)を別途計上した場合は、ササ正の難易度については「易」とする。

- (3) 難易度の総合判定

作業難易度	易 (-10%)	中 (±0%)	難 (+10%)
合計点数	30 点未満	30 点以上～60 点未満	60 点以上

14-3 林床整理伐

林床植生が本数調整伐の安全な伐倒作業の支障となる場合は、下表により林床整理伐を計上できる。

- (1) 林床整理伐 ((本数調整伐による伐倒対象木)100 本当たり)

名 称	単 位	数 量	摘 要
特殊作業員	人	0.22	
普通作業員	〃	0.22	
諸 雑 費 率	%	2	

備考1 本歩掛は本数調整伐作業の安全確保のため、本数調整伐による伐倒対象木の周辺を草刈機又は鎌等により刈払うための歩掛であり、施工地内の歩行や移動の支障となる場合の灌木や笹等の刈払いを面的に行う場合や、その他特殊事情のある場合は、別途考慮しなければならない。

- 2 本歩掛は、「第 14 本数調整伐」に附随して行う林床整理伐に適用する。
- 3 本歩掛は、「第 14-3 施工歩掛の補正」は適用しない。
- 4 本歩掛は、準備費に計上する。
- 5 上記 1 により、刈払い等を別途計上している場合は、本歩掛は計上しない。
- 6 諸雑費は、草刈機の損料、燃料(ガソリン、エンジンオイル(2 サイクルエ

ンジンの混合油用)、替刃、目立用ヤスリ並びに下刈鎌の損料及び砥石の経費であり、労務費の合計額に上表の率を乗じて得た金額を上限として計上する。

第 15 つる切

15-1 適用範囲

この歩掛は、下刈が終了した林分で植栽木の幹枝に巻きつき、生育を妨げるつる類の除去に適用する。

15-2 つる切り歩掛

(1 ha 当たり)

普通作業員	5. 0 人
-------	--------

備考 本表は下記表により補正することができる。

分 条 件	区	易 (20%~)	中 (50%~)	難 (80%~)	備 考
傾 斜 度 35° 以 上		1 %	3 %	5 %	基 準 25° ~35° 未 満
石 礫		1	3	5	

- (注) 1 平均傾斜度が25°未満は、-5%とする。
 2 笹が植生している場合は、10%加算できるものとする。
 3 条件の占めている面積割合によって難、中、易を決める。
 4 条件毎に加算する。

第16 枝落し

16-1 適用範囲

この歩掛は、保安林機能を強化するために必要な枯枝葉等の除去に適用する。

16-2 枝落し歩掛

(100本当たり)

上段 : 普通作業員 (人)				5.5以上 ~6.5m未満	
下段 () 書: 基準作業量 (本)					
		枝		4.5以上 ~5.5m未満	1.4 (70)
		落	3.5以上 ~4.5m未満	1.1 (90)	1.6 (61)
		し	2.5以上 ~3.5m未満	1.3 (78)	1.9 (53)
高		1.5以上 ~2.5m未満	0.9 (111)	1.5 (67)	1.8 (56)
1.5m未満		0.5 (210)	1 (100)	1.6 (63)	1.9 (54)
0m	0.4 (250)	0.6 (160)	1.3 (75)	1.8 (55)	2.2 (45)
					2.9 (34)

【適用例】 枝落しが現在 2.0mまで実施されており、今回 4.0mまで実施したい場合は
1人 (67本) の歩掛となる。

備考1 本表はナタ、ノコギリによるものとする。

2 本表は下記表により補正することができる。

条件 \ 区分	易 (20%~)	中 (50%~)	難 (80%~)	備考
傾斜度 35°以上	1%	3%	5%	基準 25°~35°未満
石礫	1	3	5	
つる類	3	6	10	

- (注) 1 平均傾斜度が 25°未満は、-5%とする。
 2 笹が植生している場合は、10%加算できるものとする。
 3 条件の占めている面積割合によって難、中、易を決める。
 4 条件毎に加算する。

第17 部分補植

17-1 適用範囲

この歩掛は、保安林改良事業の対象とならない小規模な被災箇所の植栽に適応する。

17-2 部分補植歩掛

第2 植栽 を適用する。

第18 獣害防除

18-1 適用範囲及び歩掛

この歩掛は、森林整備保全事業標準歩掛を参考になっている。

- (1) 忌避剤散布
- (2) 獣害防護柵設置
- (3) 食害保護資材設置
- (4) 剥皮保護資材設置

18-2 施工歩掛の補正

獣害防除歩掛は、下記表により補正することができる。

条件 \ 区分	易 (20%~)	中 (50%~)	難 (80%~)	備 考
傾 斜 度 35° 以上	1 %	3 %	5 %	基準 25° ~35° 未満
石 礫	1	3	5	
つ る 類	1	3	5	

- (注) 1 平均傾斜度が25° 未満は、－5%とする。
2 笹が植生している場合は、10%加算できるものとする。
3 条件の占めている面積割合によって難、中、易を決める。
4 条件毎に加算する。

第19 野ソ駆除

19-1 適用範囲

この歩掛は、植栽木の野ソによる食害を防止するために、植栽地への薬剤の散布に適用する。

19-2 野ソ駆除歩掛

(1ha 当たり)

普通作業員	0.5 人
標準使用量	1 kg
適 用	粒状薬剤 (Z P 3 %等)

備考 本表は下記により補正することができる。

区 分 条 件	易 (20%～)	中 (50%～)	難 (80%～)	備 考
傾 斜 度 35° 以 上	1 %	3 %	5 %	基 準 25° ～35° 未満
石 礫	1	3	5	

- (注) 1 平均傾斜度が25°未満は、-5%とする。
2 笹が植生している場合は、10%加算できるものとする。
3 条件の占めている面積割合によって難、中、易を決める。
4 条件毎に加算する。

第20 くず枯殺

20-1 適用範囲

この歩掛は、くずによる植栽木への被圧を防止するために、くずへの薬剤の散布に適用する。

20-2 くず枯殺歩掛

(1 ha 当たり)

普通作業員	1.5 人
基準作業量	80kg
標準使用量	120kg
適 用	粒状薬剤 (ザイトロン等)

- 備考1 事前に薬剤量を調査する。
2 本表は下記により補正することができる。

区 分 条 件	易 (20%～)	中 (50%～)	難 (80%～)	備 考
傾 斜 度 35° 以 上	1 %	3 %	5 %	基 準 25° ～35° 未満
石 礫	1	3	5	

- (注) 1 平均斜度が25°未満は、-5%とする。
2 条件の占めている面積割合によって難、中、易を決める。
3 条件毎に加算する。
4 資材運搬 (人肩)

普通作業員	人/t	運搬距離/100 × 0.165 + 0.077
-------	-----	--------------------------

- (1) この歩掛には、積卸しを含む。
(2) 自動車道から作業地 (中間点) までの距離とする。

- (3) 1 m昇るごとに6 mを加える。

第21 歩道開設

21-1 適用範囲

この歩掛は、森林整備を実施する上で、作業の効率化とその後の保育管理に必要な作業歩道の開設に適用する。

21-2 歩道開設歩掛（＊）

(1,000m当たり)

普通作業員	砂、砂質土、粘性土、礫質土	平均傾斜 35° 未満	23.0 人
普通作業員	砂、砂質土、粘性土、礫質土	平均傾斜 35° 以上	36.0 人

備考1 治山関係事業の標準歩掛(山腹工)の階段切付(A)歩掛の階段幅0.5 m(砂・礫質土)を準用したものである。

- 歩道開設歩掛には、草刈機伐開を行った延長分の根切り作業として、歩道開設歩掛の労務費に10%加算できるものとする。
- 既存の歩道で補修が必要な場合は、別途計上する。

第22 地拵（生活環境保全林整備等）

22-1 適用範囲及び歩掛

この歩掛は、森林整備保全事業標準歩掛を参考にしている。

第23 植栽（生活環境保全林整備等）

23-1 適用範囲及び歩掛

この歩掛は、森林整備保全事業標準歩掛を参考にしている。

備考1 本表は下記表により補正することができる。

区 分 条 件	易 (20%～)	中 (50%～)	難 (80%～)	備 考
傾 斜 度 35° 以 上	1 %	3 %	5 %	基 準 25° ～35° 未 満
石 礫	1	3	5	

(注) 1 平均傾斜度が25° 未満は、－5%とする。

2 笹が植生している場合は、10%加算できるものとする。

3 条件の占めている面積割合によって難、中、易を決める。

4 条件毎に加算する。

2 植栽による枯損木等の経費について補正することができる。

- (1) この対象とする工事は、植栽木に係る植栽工事で設計図書により枯損木等の植換えが義務づけられているものとする。ただし、移植工事(苗木支給による

工事を含む) については、補正の対象から除くものとする。

(2) 補正の方法は、植栽木(大苗木、中苗木)等について下記の費用を加算する。

$$\text{経費} = (\text{材料費} + \text{労務費}) \times 0.5\%$$

3 材料費は植栽木、支柱、肥料等であり、労務費は植付、小運搬、客土、施肥、幹巻、支柱、据付等とする。

第 24 支柱工(生活環境保全林整備等)

24-1 適用範囲

この歩掛は、苗木の植栽に際し、風等によって樹体の揺れを防止するための支柱設置に適用する。

24-2 一本支柱歩掛(※)

この歩掛は、森林整備保全事業標準歩掛を参考にしている。

24-3 二脚鳥居支柱(添柱なし)歩掛(※)

この歩掛は、森林整備保全事業標準歩掛を参考にしている。

備考 本歩掛の普通作業員は、松丸太の防腐処理を含む。

24-4 二脚鳥居支柱(添柱付)歩掛(※)

この歩掛は、森林整備保全事業標準歩掛を参考にしている。

備考 本歩掛の普通作業員は、松丸太の防腐処理を含む。

24-5 竹八ッ掛支柱(A)歩掛(※)

この歩掛は、森林整備保全事業標準歩掛を参考にしている。

備考 本歩掛は、雪積地域及び大規模植込地等で使用する。

24-6 竹八ッ掛支柱(B)歩掛(※)

この歩掛は、森林整備保全事業標準歩掛を参考にしている。

備考 1 本歩掛は、雪積地域及び大規模植込地等で使用する。

24-7 丸太八ッ掛支柱歩掛(※)

この歩掛は、森林整備保全事業標準歩掛を参考にしている。

備考 1 本歩掛の普通作業員は、松丸太の防腐処理を含む。

2 本歩掛は、雪積地域及び大規模植込地等で使用する。

第 25 集草・積込

25-1 適用範囲

この歩掛は、下草の集積・積込に適用する。

25-2 集草・積込歩掛（#）

（除草面積 1,000 m²当たり）

名称	単位	工種	
		集草	積込
土木一般世話役	人	0.20	0.11
普通作業員	人	0.60	0.13
諸雑費率	%	6	2

備考 1 集草・積込は必要な工種のみ計上する。

2 諸雑費は、くまで・竹ぼうき・フォーク・ブルーシート等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

3 運搬、廃棄、処分費用等が必要な場合は、別途積上げるものとする。

第 26 伐木整理

26-1 適用範囲

この歩掛は、松くい虫等による被害木の伐倒・玉切りに適用する。

26-2 伐木整理歩掛

（立木 100 本当たり）

平均胸高直径（cm）	10 超え 15 以下	15 超え 20 以下	20 超え
労 務 費	特 人 2.0	特 人 2.9	特 人 4.6
チェーンソー運転	日 2.0	日 2.9	日 4.6

備考 1 枝払い作業及び伐木を運搬可能な大きさに切断する玉切り作業を含む。

2 本表はアカマツの適用とし、その他作業種で利用する場合は 20% の範囲で増減できるものとする。

3 特は特殊作業員とする。

なお、チェーンソー運転は特殊作業員と同人・日計上する。

4 チェーンソー運転歩掛

（1 日当たり）

使用機種	歩 掛				
	名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
チェーンソー	機械損料	鋸長 500 mm	日	1.00	
	燃料費	混合油 25:1	リットル	0.90	
	チェーンオイル		リットル	0.45	専用チェーンオイル

5 本表は下記表により補正することができる。

(1) 条件による補正

区 分 条 件	易 (20%～)	中 (50%～)	難 (80%～)	備 考
傾 斜 度 35° 以 上	1 %	3 %	5 %	基 準 25° ～35° 未 満
石 礫	1	3	5	

- (注) 1 平均傾斜度が25°未満は、－5%とする。
 2 笹が植生している場合は、10%加算できるものとする。
 3 条件の占めている面積割合によって難、中、易を決める。
 4 条件毎に加算する。

(2) 被害率による補正

被害率	15%未満	15%以上 25%未満	25%以上 35%未満	35%以上 45%未満	45%以上 55%未満	55%以上
補正量 (%)	70	60	50	40	30	0

(注) 被害率により上表の補正量を加算する。

第27 人力木寄・集積

27-1 適用範囲

この歩掛は、松くい虫の被害により玉切った被害木を人力で集積所へ移動する場合に適用する。

27-2 人力木寄・集積歩掛

(立木 100 本当たり)

集材距離	10m 以下	20m 以下
普通作業員	0.4 人	0.5 人
基準作業量	250 本 (7.5m ³)	223 本 (6.7 m ³)

- 備考 1 素材の規格は直径 20 cm長さ 1.5mとする。
 2 集材距離が 20mを超える場合は、別途計上すること。
 3 本表は下記表により補正することができる。

(1) 条件による補正

区 分 条 件	易 (20%～)	中 (50%～)	難 (80%～)	備 考
傾 斜 度 35° 以 上	1 %	3 %	5 %	基 準 25° ～35° 未 満
石 礫	1	3	5	

- (注) 1 平均傾斜度が25°未満は、－5%とする。
 2 笹が植生している場合は、10%加算できるものとする。
 3 条件の占めている面積割合によって難、中、易を決める。
 4 条件毎に加算する。

(2) 平均直径による補正

平均直径 (cm)	15 以下	15 超え 20 以下	20 超え
補正係数	0.8	1.0	1.2

第28 薬剤処理

28-1 適用範囲

この歩掛は、松くい虫等による被害木を伐倒・玉切り・集積したものをビニールシート等で被覆し、燻蒸駆除する場合に適用する。

28-2 液剤燻蒸駆除歩掛

(1m³当たり)

区分	数量	単位	備 考
キルパー40 等	1	本	750ml/本
ビニールシート	1	枚	3.6m×4.0m×0.15mm
普通作業員	0.2	人	土伏せ含む